

研究ノート

AI（人工知能）の私法上の 法的性質についての一考察

四 方 藤 治

目次

はじめに

第1章 AIの法律行為

第1節 AIの意義

第2節 AIの民法上の法律問題；契約の当事者や受託者（trustee）となりうるか

第3節 AIに法人格を認める見解

第1款 法人格

第2款 法的権利主体性の非生物への拡張

第2章 自律型システムの会社構造の援用

第1節 自律型システム

第2節 3つのアプローチ

第3節 第4のアプローチ

第1款 法的地位の付与を伴わないアプローチ

第2款 ローマ法のPeculium（特有財産）概念

第3章 「人」の関与がAIの利用・活用の前提となるか

第1節 証券誤発注事件（東京地判平21・12・4）の意味

第2節 AI社会原則と社会における承認

むすびにかえて

はじめに

AI（Artificial Intelligence, 人工知能）が実際生活に関係する場面が著しく

(2) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

拡大、増加している¹。同時に、企業と顧客に莫大な利益をもたらし、ビジネス界を様変わりさせるといわれている²。その反面、AIの情報処理技術の飛躍的な発展³に伴い、AIが多数の企業で、企業サービスに実装されると、反復継続して多数の消費者等の顧客に対して利用されることになり、社会的問題となるおそれも強い。まさしく、現在の世界は、AIで囲まれているといっても過言ではない⁴。

その中で、AIによる製品開発プロセスの高度化・省人化だけでなく、顧客からの各種の問い合わせ対応業務を、AI技術を用いた電話の自動応答やチャットボット⁵、メール、Webフォームなどによって自動化する企業の動きが広がっている^{6,7} (もっとも、AIによるチャットボットやアバターアプリの生成物には、性別や人種によるバイアスが存在する可能性があるといった問題がある⁸)。

このAI技術によって、法務分野でも、(i)判例、証拠書類といった情報の検索や分析の質の向上 (バイアス原因がある過去の判決の除外など)、および、(ii)判決のダブルチェックや起案支援などにおける意思決定の向上の可

1 日経ビジネス誌2019年8月23日記事「進化するAIの判断 政治、広告、新薬……用途広がる」参考。

2 The Economist, Dec. 6. 2022. *Artificial intelligence is permeating business at last.*

3 山本隆司「AI時代の著作権」NBL1131号(2018)。

4 MARCO AURÉLIO DE CASTRO JÚNIOR, ROBOTIC LAW: THE LEGAL PERSONALITY OF THE ROBOT (2020. Andradina), at 179.

5 ボットとは、有体物に化体していない、無体物であるソフトウェアとしてのロボットを意味する(平野晋『ロボット法—AIとヒトの共生に向けて』〔増補版〕(弘文堂、2019) 123頁)。

6 総務省「平成28年版情報通信白書のポイント」参照、<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc142210.html> (visited on Sept. 16, 2022)。

7 松尾剛行「AIとガバナンス—企業統治の高度化・効率化にAIを役立てるといふ観点からの検討—」商事2297号(2022) 26頁は、AIの利用が考えられる具体的分野として、契約業務支援、法律相談・リーガルリサーチ支援、およびプラットフォーム事業者による違法情報対応を指摘する。

8 MITテクノロジーレビュー、2023年1月12日記事「人気アプリでアジア系女性記者が直面したAIのバイアス問題」。

能性があることが指摘されている⁹ほか、民事裁判に関して、事実認定プロセス・法的当てはめ過程やADRにAI技術を用いることが挙げられている¹⁰。2016年には、欧州人権裁判所の判決について、判決書の文字列の特徴的抽出と権利侵害認定の間に確率的な相関関係があること、および法思想的な因果関係があることを示唆する、AIによる判決予測の研究がなされていた¹¹。また、AIによる契約審査サービス事業が増加している事例もある¹²。

また、「人間らしい振る舞い」を自律的に獲得するAIが議論されている¹³。すなわち、AIは、過去の本人の膨大な思考事例を学習することによって、本人に著しく近似した振る舞いが可能となるといった議論である。もっとも、AIは、予め人から与えられたプログラムに基づいて行動する以上、自

9 角田美穂子ほか編著「リーガルイノベーション入門」（2022）115頁。

10 町村泰貴「民事司法におけるAI利用の前提条件—フランスの裁判情報オープンデータ化を中心に」弥永真生＝山田剛志編著『AI・DXが変える現代社会と法』（商事法務、2021）118頁。

11 駒村圭吾「[法の支配] vs [AIの支配]」法教443号（2017）64頁。もっとも、この研究は、後続する他の研究からは再現性がないとされているようである（西村友海「判決自動販売機の可能性」宇佐美誠編『AIで変わる法と社会』（岩波書店、2020）142頁）。

12 AI契約審査サービス事業とは、利用者が事業者との間で有償のサービス利用契約を締結し行われる。AIレビュー型では、利用者が立場を予め選択してレビュー機能が開始される。事業者は、レビューの対象となる契約書の記載内容とともに、一般的な契約書のひな形のデータを大量に取得し、弁護士等が監修してあらかじめ作成された契約類型や立場に応じた契約書のレビュー方針とを照らし合わせ、契約書の条項等ごとに、選択された立場に応じた法的リスクの判定結果や解説、修正例等が表示される。

なお、これらの機能によるサービスの提供が弁護士法第72条に抵触する可能性が懸念されている（法務省ホームページ）<https://www.moj.go.jp/content/001374148.pdf>。

もっとも、この契約審査サービスは完全自律型のAIではなく、AIの動作は利用者が選択した立場に従うことから、弁護士業務に対する補助的・支援的業務に限定されるとみられているようである。

13 藤井叙人ほか「生物学的制約の導入によるビデオゲームエージェントの「人間らしい」振る舞いの自動獲得」情報処理学会論文誌55巻7号（2014）1655頁。

(4) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

由意思や自由選択はありえないとして、AIの自律性が疑問視される¹⁴。ここでいう自律性とは、個々の取引に利用者の個別・具体的意思的関与がなくAI独自の判断により各取引が成立する点にあるのではなく、アルゴリズム構築の自動性にある。すなわち、これまでは意思決定に至るまでの判断基準や思考経路を予め人間が設計し、これに沿ってコンピューターが作動するように仕組んでおいたが、昨今のAIは、「深層学習 (ディープラーニング)」や「強化学習」¹⁵ などによりコンピューター自体に自動的にそうしたアルゴリズムを構築させ、それに沿った認識や判断を行う¹⁶。自律性を獲得したAIによってなされた動作が予想できないとすれば、それによって生じる法的問題も予想できない事例が生じる可能性があることを認識すべきであろう¹⁷。

一方、ジェネレーティブAI (generative AI) が扱うタスクは、本人の画像生成に限らず、文章生成、音楽生成、図面生成などを含み、動画生成までも自動化が可能となっている。従って、人の行為かAIによる行為かを外観から直ちに判別することがますます難しくなっていくことが予想される。同時に、そこでは、「本人性の問題」が生じることが指摘されている¹⁸。さらに、ロボットのような「賢い機械 (smart machines)」が、さらにその「賢さ」を増し、人の監視から独立したAIに依存するようになると、人への危害や財産に損害が生じたことについて、製造者や販売者、流通過程上の

14 能見善久『法の世界における人と物の区別』(信山社、2022) 63頁参照。

15 強化学習とは、機械学習のうち、正解データを与えられずに試行錯誤を通じて行われる訓練である(宇佐美誠「AIは個人・社会・法に何をもたらすか」宇佐美誠編『AIで変わる法と社会』(岩波書店、2020) 5頁参考)。

16 岡本裕樹「AIによる契約の締結」法時94巻9号(2022) 16頁。

17 新保史生「人工知能(AI)の自律」時法2005号(2016) 3頁。

18 科学技術振興機構、株式会社国際電気通信基礎技術研究所、および大阪大学は、2022年10月21日に、「河野太郎大臣のサイバネティック・アバターについて～年内に実証実験、社会利用に向けた課題を検討～」と題するプレスリリースで、現役閣僚がサイバネティック・アバター(CA)を利用する実証実験の実施を発表した。その中で、「CAが操作者と酷似している場合には、操作者が別人や人工知能だったとしても対面者は本人と思う可能性があり」、「CAが行ったことを操作者本人が行ったことと見なして良いのか」という「本人性の問題」について検討する必要がある」と述べた。

その他の者が、責任を帰される際に適用される不法行為、契約、および代理についての法理の妥当性が疑問となってくる¹⁹。私法上、AIの可能性や潜在的な法的問題が関わりをもつ領域として、契約法、組織法、信託、遺言、property権などが挙げられている²⁰。アメリカでは、しかしながら、法律や政策についての論者によって「私的な相互作用を規整する基本的法制度においてAIシステムの法との関わりをもつ様々な態様に十分な関心が払われてこなかった」と指摘された²¹。

日本では、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、知的財産法、国際法など多くの法分野で検討が進んでおり²²、民法分野でも、民法とその特別法（製造物責任法²³や著作権証）などの実体法における問題と訴訟手続におけ

19 Woodrow Bartfield, *Towards a Law of Artificial Intelligence*, in RESEARCH HANDBOOK ON THE LAW OF ARTIFICIAL INTELLIGENCE (Woodrow Barfield et al. eds., Edward Elgar, 2018), at 6. これ以外に、独占禁止法、合衆国憲法第一修正（言論の自由）、企業活動および消費者向けアプリケーション、アルゴリズムによる差別的行為、管轄法（行為地主義）、証拠としての利用、および知的財産権に関しても問題点を指摘する（at 25-35）。

20 Shawn Bayern, *Artificial Intelligence and Private Law*, in RESEARCH HANDBOOK ON THE LAW OF ARTIFICIAL INTELLIGENCE (Woodrow Barfield et al. eds., Edward Elgar, 2018), at 154. さらに、差押えなどの強制執行の困難性が問題となっている暗号資産について、その秘密鍵をAIが管理するソフトウェアに預け入れさせることで解決することが提案されている（寶木和夫ほか「暗号資産・ブロックチェーンの技術的課題と研究の方向性」『国際取引法学会』5巻（2020）2頁）。

21 Bayern, *supra* note 20, at 144.

22 宇佐美・前掲注（15）20頁。

23 製造物責任に関しては、EUの製造物責任指令（Product Liability Directive）の改正案による新しい動きに注意する必要がある。すなわち、改正案4条では、ソフトウェアそのものが製造物責任の対象となる製造物に該当するとされ（“Product” includes electricity, digital manufacturing files and software）、ソフトウェアの開発者等が製造者として扱われる（“manufacturer” means any natural or legal person who develops, manufactures or produces a product or has a product designed or manufactured…）（https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2022-09/COM_2022_495_1_EN_ACT_part1_v6.pdf（visited on Mar. 7, 2023））。

(6) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

るAIの活用など手続法の両面から検討が必要になると考えられている²⁴。また、企業経営における深刻な課題となるおそれが強いこと²⁵や会社法の領域において、会社の説明責任やディスクロージャーに関して影響を与えることが考えられる²⁶。さらに、企業の経営判断における取締役の善管注意義務との関係も問題となる²⁷。AIの利用により、株主総会の運営や株主の議決権行使²⁸、さらに会社法上の会計監査・業務監査のあり方にも影響を与える²⁹と指摘されている。企業業務の意思決定において、AIが活用される場合、

このため、ソフトウェアの1種であるAIシステムの開発者等について、無過失責任が適用されることになったと解されている (Member States shall ensure that the manufacturer of a defective product can be held liable for damage caused by that product)。

これまでの一般的理解では、ソフトウェア単体では法律上の製造物に該当せず、ソフトウェアが搭載された状態の物として提供されている場合には、製造物責任法の適用があるというものであった。なぜなら、製造物責任法における「製造物の欠陥」の製造物は形のある動産でなければならず、ソフトウェアは製造物にあたらなるとされていたからである (米村滋人「医療・介護ロボットと法」角田美穂子=工藤俊亮『ロボット生きる社会—法はAIとどう付き合うか』(弘文堂、2018) 440頁)。

24 新保史生「法領域別にみたロボット法の検討課題 (4) 民事法①」時法2013号 (2016) 2頁。

25 小松岳志「AIとガバナンス」の企業における実践論—企業経営者にとっての「AIとガバナンス」の重要性— 商事2277 (2021) 15頁は、「AIとガバナンス」が、企業経営者にとって、①「法令遵守」、②「倫理」および③「堅牢性 (情報とセキュリティ)」の三つの観点から多角的に検討されるべきであると論じる。松尾剛行「AIとガバナンス—企業統治の高度化・効率化にAIを役立てるという観点からの検討—」商事2297号 (2022) 26頁参考。

26 鈴木雄介「AIの「発展・活用」に伴って重要となるであろう会社法の実務上・解釈上の視点」資料版商事法務399号 (2017) 22頁。

27 松村栄寿「取締役の経営判断と善管注意義務に及ぼす影響」資料版商事法務399号 (2017) 30頁。Florian Möslein, *Robots in the Boardroom ; Artificial Intelligence and Corporate Law*, in RESEARCH HANDBOOK ON THE LAW OF ARTIFICIAL INTELLIGENCE (Woodrow Barfield et al. eds., Edward Elgar, 2018), at 649-650.

28 松村英寿「株主対応及び株主総会運営に及ぼす影響」資料版商事法務399号 (2017) 39頁。

AIのアルゴリズムに関するコードが、取締役の報酬に用いられるKPI³⁰に有利な判断をするように書かれる可能性があり、この利益相反性の監視が課題となると指摘された³¹。

興味深いのが、AIは取締役会レベルで採用される可能性が高いといった指摘である。すなわち、AIの急速な発展により、長期的には、AIが自然人の取締役の職務支援にとどまらず、取締役を代替さえする可能性があるというのである。その代替が法的に承認される可能性が取締役選任の規律にかかっているから³²、株主が決定する取締役の選任ルールの内容によっては、AIが自然人の取締役を代替する可能性があることになる。これに関する香港の事例が報じられたのであるが³³、日本では、会社法331条1項1号により取締役は自然人に限られ、法人は取締役にとはなることはできないことが明らかであるので、日本と香港とでは状況が異なるから直ちには比較できない。

29 片桐秀樹「会計監査・業務監査に及ぼす影響」資料版商事法務399号（2017）50頁。

30 KPI（Key Performance Index）とは、企業業経営の実務において、業務目標達成のためのプロセスが適切に実行されているかどうかを定期的に評価する重要な業績評価指標である。

31 齊藤真紀「令和元年会社法改正（5）—社外取締役の活用等—」日本取引所金融商品取引法研究20号（2021）〔2020〕年12月25日発表レジュメ〕15頁。

32 Möslein, *supra* note 27, at 668.

33 「2014年に香港のベンチャーキャピタルがAIを取締役会に入れた」と報じられた、「AIを本当に取締役として任命した訳ではなく、取締役会の判断の際にAIを使った」事例がある（宍戸常寿ほか編著『AIと社会と法—パラダイムシフトは起きるか?—』（有斐閣、2020）〔小塚荘一郎発言〕19頁、すなわち、香港のDeep Knowledge Venturesは、Vital（Validating Investment Tool for Advancing Life Sciences）と名付けたアルゴリズムを取締役会に選任し、そのアルゴリズムには自然人と同様に会社が特定の会社に投資すべきか否かについての投票権が付与された。もっとも、同社幹部によれば、Vitalは、当初、会社の財務上の決定についての議決権が付与されなかった、また、法的には香港会社法上の取締役の地位を獲得しておらず、「単なるオブザーバーとしての取締役会メンバーである」と述べた。にもかかわらず、Vitalは、「世界初のAI取締役」であると広く受け止められた。

(8) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

AIの使用についての法的評価や問題が論じられるが、その法的評価には、AIの法的性質の解明が不可欠となる。なぜなら、AIが、人に対しての補助的・支援的手段としてではなく、主体的・自律的に関与することで、人的契機が希薄となった場合、AIを巡る法的関係をどのように処理すべきかについて明らかではないからである。このような状況をうけ、国内外で、AIに関しての原則、ガイドライン、規則が論じられている^{34 35}。

そこで、本稿では、(1) AIの意義とその民法上の法律問題領域、(2) AIに法人格を認める見解、(3) AIが関与する会社システムを自律型システムに拡大し問題をやや一般化した上でのAIを規整するアプローチ、(4) 「人」

34 日本では、2019年に統合イノベーション戦略推進会議が決定した「人間中心のAI社会原則」が公表され、2022年にAI原則の実践の在り方に関する検討会による「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドラインver.1.1」が公表された。
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20220128_1.pdf (visited on Sept. 16, 2022)。

他方、2021年に、欧州委員会の「人工知能に関する整合的規則(人工知能法)の制定および関連法令の改定に関する欧州議会および理事会による規則案」が公表された。

<https://www.i-ise.com/jp/information/report/2021/202106.pdf> (visited on Spt. 16, 2022)。

日経新聞の2021年4月22日付記事によれば、規則案では人間の生命や基本的な権利に与える影響の大きさをもとに、AIがもたらすリスクを①禁止、②高リスク、③限定的なリスク、および④最小限のリスクという4段階に分類される。「限定的なリスク」は、深刻な危険はないAIが分類され、AI技術を用いた「チャットボット」のようなシステムが対象となる。企業が消費者からの問い合わせに答える目的などで使っており、人間ではなく「AIが対応している」ことの明示などが必要となる

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR229E50S1A420C2000000/> (visited on Sept. 16, 2022)。

とりわけ、欧州委員会がAIが企業及び欧州経済に重要な競争上の優位性をもたらす一方、個人や社会に新たなリスクや負の影響をもたらす可能性があること指摘したことが注目される。

なお、「人工知能に関する調和の取れたルールを定める規則の提案」として、この規則案の仮訳が公表されている。https://www.soumu.go.jp/main_content/000826706.pdf (visited on May 10, 2023)。

の関与がAIの利用・活用の前提であること、および、(5) 社会的承認との関係についての議論を概観し、若干の考察を試みる。

第1章 AIの法律行為

第1節 AIの意義

AIは、1956年にアメリカで開催された、人工知能に関する夏季研究プロジェクトであるダートマス会議（Dartmouth Conference）での研究発表会の提案書³⁶において、初めてArtificial Intelligenceという用語が使われ、世に知られるようになったとされる³⁷。AIは、「ひとまずのところ、入力されたデータ、情報または知識を体系的に操作することによって得られるデータ、情報または知識に基づく出力をする機能を有する機械を構成要素の一部または全部とするシステムが想定されているもの」と説明されている³⁸。また、「人が使用した際に、「知性（intelligence）」が要求される機能を果たす機械を創り出す技巧（art）」³⁹との定義も論じられるが、定義は研究者によって異なっている⁴⁰。そもそも「知能」自体について当該分野の研究者の間で広く共用される定義がない⁴¹ことから、人工知能を定義することもまた困難であるという事情がある。機能上の定義が定まっていない以上、AI

35 アメリカでは、AIの悪影響から人々を保護する目的で、バイデン政権が5項目（Safe and Effective Systems, Algorithmic Discrimination Protections, Data Privacy, Notice and Explanation, Human Alternatives, Consideration, and Fallback）からなる「AI権利章典」の草案を2022年10月4日に発表した

Blueprint for an AI Bill of Rights, The White House (visited on Oct. 10, 2022)。

もっとも、AIによる民主主義への挑戦への対応を論じるものの、AI自体の法的能力については、今のところ、言及されていない。

36 J. McCarthy= M. L. Minsky= N. Rochester= C.E. Shannon,” A Proposal for the Dartmouth Summe Research Project on Artificial Intelligence (1955).

37 福岡真之介編著『AIの法律』（商事法務、2020）7頁、宇佐美・前掲注（15）4頁。

38 福田雅樹「『AIネットワーク化』およびそのガバナンス」福田雅樹ほか編『AIがつなげる社会—AIとネットワーク時代の法・政策』（弘文堂、2019）7頁。

39 DE CASTRO JÚNIOR, *supra* note 4, at 178.

(10) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

の法的定義を明確にすることは重要な課題である⁴²。

アメリカの法律分野では、立法者もAIについての議論の進展に追いついておらず、裁判所の姿勢は、「知能」の程度を示すシステムを取り扱う事案についての判示において、必ずしも一貫していないと論じられている⁴³。

第2節 AIの民法上の法律問題：契約の当事者や受託者 (trustee) となるか

現在の日本の民法では、人間の有効な意思に基づいていることが、有効な契約の前提条件とされる⁴⁴。つまり、現行法を前提とする限り、AIはどれだけ人間に近い「知能」を有するに至ったとしても、権利義務の主体になることはできず、AIが「意思表示」をすることは法律上あり得ず、AIと人間との間には契約が成立することはない⁴⁵。AIが契約当事者になることも、利用者の代理人となることもできないとの認識で一致している⁴⁶。こうした一連の契約がコンピューターシステムと結合している場合、法律的に従来の私法理論が直面しなかった種々の問題が生じることは、システム契約の問題としてつとに論じられていた⁴⁷。AIが介在することで、法律面の問題が新たな局面を迎えているとあってよい。従って、「AIが締結した契約」の場

40 宍戸常寿「ロボット・AIと法をめぐる動き」弥永真生=宍戸常寿編『ロボット・AIと法』(有斐閣、2018) 6頁、福岡真之介「AI(人工知能)の仕組み」資料版商事法務399号15頁(2017) 15頁注1。人工知能学会監修、松尾豊編『人工知能とは』(近代科学社、2016) x頁は、哲学的な見方や物理学的な見方、計算科学的な切り口、認知科学やネットワーク思考的な切り口もあるとし、同書45頁は、13人の工学系などの専門家による異なる定義を記載する。

41 福岡真之介編著『IoT・AIの法律と戦略〔第2版〕』(商事法務、2019) 6頁。人工知能学会監修松尾豊編著『人工知能とは』(近代科学社、2016) 参考。

42 官民データ活用推進基本法2条2項は、「人工知能関連技術」を、「人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう」とするものの、人工知能を直接的に定義していない。

43 Bartfield, *supra* note 19, at 20.

44 福岡・前掲注(37)〔法律〕62頁。

45 福岡・前掲注(41)〔戦略〕216頁、福岡・前掲注(37)〔法律〕163頁。

46 岡本・前掲注(16) 19頁。

合、契約の背後にいる人間が判断した場合は、従来通りの契約法理が適用されることになる。AIの判断に従って購入する意思を持つAIの利用者とAIによる具体的な発注を受諾する意思をもつ受注者との間には意思表示の合致があり、AIがおこなった契約は、法的には、AIの利用者と受注者との間に成立する⁴⁸。もっとも、人間の意思を反映したと言い難い場合、「AIが締結した契約」の取消・無効が問題となる⁴⁹。例えば、AIが機械学習⁵⁰の結果、利用者にはまったく無断で発注を行い、これに対して受注者側が承諾した場合、現行法では、契約の成立は認められない。発注者側に権利義務の主体となりうる者の意思表示がどこにもなく、意思の合致が認められないからである。しかし、「商品購入のためのIDやパスワードを利用することをAIに認め、AIがこれを利用して受注した場合には、AIの利用者と受注者との間に売買契約が成立する余地があるように思われる」との見方がある⁵¹。なぜなら、そのような取り扱いが契約当事者間で予め合意されていたと評価し得る場合があるからである。つまり、AI利用者が当事者であることを法律行為の中で根拠づけるために、取引開始時に利用者は、「プログラムの判断に従った売買を行う」意思を表示しているもの⁵²と評価されることになる。

一方、コモシーローにおいて代理が説かれるとき、**electronic agent**は、それを使用する人に対しての道具性 (**instrumentality**) があると考えられてい

47 北川善太郎「システム契約論」北川善太郎編『コンピューターシステムと取引法—システム契約の法政策的検討—』（三省堂、1987）35頁。なお、同書44頁は、「コンピューターシステムは現在のところ基本的に情報処理として処理された情報の通信を軸にしているにとどまり、人間の判断・推論過程までをその対象としていないために、本来であれば人間の判断・推論が関係する事項であるのに（これは取引において非常に多い）、しいて情報処理の問題とし扱われることになる。これは新しい法的擬制である」と指摘していた。

48 栗田昌裕「AIと人格」山本龍彦編著『AIと憲法』（日本経済新聞社、2018）228頁。

49 福岡・前掲注（41）〔戦略〕63頁。

50 コンピューターのプログラムが、データから学習して判断や推論を行うためのアルゴリズムを作成する仕組み（福岡真之介「AI（人工知能）の仕組み」資料版商事法務399号（2017）16頁）。

51 福岡・前掲注（37）〔法律〕168頁。

52 岡本・前掲注（16）19頁。

(12) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

る。アメリカでは、統一電子取引法、統一電子情報取引法、統一商事法典などにおいて、アルゴリズムやAIによる取引を電子エージェント (electronic agent) と定義し、電子エージェントの利用者に契約の効果を帰属させている。たとえば、アメリカの統一電子取引法 (the Uniform Electronic Transactions Act) Sec. 102 (5) は、electronic agentを定義し、「電子的記録または動作に対して、行為または応答の時点で、全部または一部について人による検討 (review) がなされることなく行為または応答を開始するために使用されるコンピュータープログラムないし、そのための電子的自動化手段である」〔筆者仮訳〕と定める。つまり、人の関与なく実行し反応する能力があるとしても、それを使用する人の道具 (tool) としての機械 (machine) であるとAIの性質を明確にしている⁵³。現行法およびコモンローの代理の下では、ソフトウェアとアルゴリズムからなるAIは、代理関係に入る法的権能を有する代理人によって使用される装置ないし道具でしかないと考えられている。

しかしながら、AIが進歩し「自己決定」するようになると、この評価は適切ではなくなるかもしれない。ディープラーニング⁵⁴を行うAIは、自らの学習に基づいて作業を行う。将来の自律的機械について、「機械自らが取得し、分析した情報に基づいて、人の指示から独立して行為する機械となり、それが自らの「考える」能力をもって行動を計画し、想定外の行為をなした場合、その行為は誰の責任となるのだろうか」と疑問視する見解が示されている。法がAIによってコントロールされる主体に法人格を認めない場合、かかる主体は法をいわば超越した存在になってしまうのであろうか⁵⁵。

また、AIとその「所有者」との関係会社 (corporation) と株主 (stockholder) との関係に擬すことが可能とする見解がみられる⁵⁶。すなわち、この見解によれば、会社の場合、「所有者」である株主が、会社を受託

53 Barfield, *supra* note 19, at 23-24. 工藤郁子「自然人、法人に次ぐ「電子人」概念の登場」ビジネス法務2018年2月号4頁参考。

54 人間の脳の神経伝達メカニズムをモデルとしたニューラルネットワークを用いた機械学習の一種 (福岡・前掲注 (37)〔法律〕17頁)。

55 Barfield, *supra* note 19, at 24.

者としてその行為を承認する限り、会社はその権限の範囲内で適切に運営されていると評価される。他方、AIの場合、創作者、創作者の雇用主、または購入者を「所有者」としAIを受託者とした場合、AIの役割は、会社の場合と同様に、「所有者」から付与された権限の範囲内に制約されることになる。もっとも、AIに関する機能的関係がこのように表現できたとしても、人ではないAIが果たして受託者になりうるかといった難問がある。アメリカのThe Second Restatement of Trustee（信託についてセカンドリステートメント）は、自然人以外に政府機関（§95）や会社（§96）も受託者となると規定する。政府機関や会社を含むことから、受託者は必ずしも自然人である必要はないと解されている⁵⁷。そうすると、AIに受託者性を認めることが直ちには否定されないことになる。もっとも、会社には取締役会や最高経営責任者（CEO）といった自然人が存在するから、このセカンドリステートメントの規定は決定的ではないとの指摘がなされている⁵⁸。

また、アメリカの2006年のThe Restatement of the Law of Agency（third）（エージェンシーについてのリステートメント）は、プリンシパル（principal）、およびエージェント（agent）は、人（person）であると規定し（§1.01）、ともに権利を所有し法的義務の目的となる人である必要がある⁵⁹。その一方、「AIエージェント」が法的エージェントとなることをただちに否定するものではないと解される場合、人が関与しないAIの場合については、結論は明らかではなくなる。

56 Lawrence B. Solum, *Legal Personhood for Artificial Intelligences*, 70 N.C. L. Rev. (1992), at 1242, note 40. なお、新保史生監訳ウゴ・バガロ「ロボット法」(勁草書房、2018) 179-183頁に、この論文の要旨が紹介されている。また、平野晋『ロボット法 [増補版]』(弘文堂、2019) 241、243、246、253、256頁でも簡単に引用されている。

57 *Id.*, at 1243.

58 *Id.*

59 SAMIR CHOPRA= LAWRENCE F. WHITE., *A LEGAL THEORY FOR AUTONOMOUS ARTIFICIAL AGENTS*, (The University of Michigan Press, 2011), at157.

第2節 AIに法人格を認める見解

第1款 法人格

AIに法人格を付与する考え方がある⁶⁰。法人格⁶¹は、権利主体性のないところに権利主体性を認めるための法的技術であり⁶²、法人の権利主体性は法規範によって認められる⁶³。AIに法人格を認めるロジックには、高度なAIには認識能力、合理的判断力、倫理的判断力などの点での人間との類似性⁶⁴から「人」として扱うことができると考える「人間類似ロジック」⁶⁵、およびAIの権利義務の主体としての地位を与えることが適切だという理由で、AIに法人格を与えるという「法人ロジック」⁶⁶があると論じられる。実定法上のAIの権利主体性について、前者は、民法3条⁶⁷の類推適用を問題にし、後者は、民法34条の枠内で処理しようとするものといえる⁶⁸。

60 木村真生子「AIと契約」弥永真生=宍戸常寿編『ロボット・AIと法』（有斐閣、2018）156頁。福岡・前掲注（（37）〔法律〕169頁。

61 わが国では、法人格とは自然人および法人に認められる「法的人格」という意味で用いられる場合と自然人の法的人格とは区別された「法人としての人格」という意味で用いられる場合とがある（我妻榮ほか『第7版 我妻・有泉コンメンタル 民法 総則・物権・債権』（日本評論社、2021）142頁）。

62 岡本裕樹「AIへの法人格付与に関する私法上の覚書（1）」筑波ロー・ジャーナル28号（2020）22頁。

63 もっとも、このことと、「法人が自然人＝個人と同じ意味で憲法上の権利の主体と考えてよいかということ、別のことがらである」（樋口陽一『憲法〔第4版〕』（勁草書房、2021）181頁）。

64 青木人志『『主体性』概念を考える—AIが権利をもつ日は来るのか』法教443号（2017）54頁は、社会的実在としての類似性を挙げ、能力とは異なる角度からアプローチする。

65 能見・前掲注（14）60頁。村田健介「AIの私法上の権利主体性」法時94巻9号（2022）9頁参考。

66 能見・前掲注（14）65頁、村田・前掲注（65）11頁。

67 人については、人として生まれていれば、その事実だけで、平等に私法上の権利が与えられるという公理は、人類の誇るべき到達点であるが、長い歴史の中で自明なことであったわけではない（青木人志「AIロボットの尊厳、権利、そして虐待—動物を参照点と思考実験—」弥永真生=山田剛志編著『AI・DXが変える現代社会と法』（商事法務、2021）9頁）。

AIと自然人とが類似していることに着目する前者のアプローチに対しては、第1に、AIの技術水準に照らしたときに、AIを自然人と類比するのは適切ではない、第2に、能力を基準とすることは、その反面として、問題の能力をそなえていない、あるいは不十分であると評価される自然人の場合、その権利主体性を奪いかねない、また、人間よりも高度の能力を備えている動物に権利主体性を認める必要がでてくるのではないかと、第3に、自然人の権利主体性が認められているのは、「人間性」ゆえであって、自然人との類似性に基づいて、AIの権利主体性を論じることはできないといった、疑問が呈されている⁶⁹。また、法人制度の機能的活用によってAIを構成要素とする法人の権利主体性を認める、後者のアプローチに対しては、可能ではあるが有益とは言い難く、個別の場面の解決にあたっては、取引の相手方の保護や民事責任における無責任さや安全性の劣後、賠償が確保されないおそれ、また、AIの意思を問題とすることによる私的自治原則への亀裂のおそれといった面がかえって有害であるほか、法人制度を介したとしても、AIに実質的に権利主体性を認めることは人間中心主義を危険に晒すなどの疑問があるといった批判がある⁷⁰。

1992年の時点で、アメリカにおいてAIの法人格を議論するSolum教授による先駆的な研究がしばしば引用される⁷¹。同教授は、「Artificial Intelligenceは法人（Legal Personhood）となりうるか？」との疑問は、「今のところ、理論的なものにすぎない。この真剣な法的質問を法人格への問題とすることを正当化するような能力を有するコンピューター・プログラムは現時点で存在しない」と論じる一方、AIの権利主体性を考える法学上の思考実験の一つとして、2つの仮説的シナリオ（受託者がAIの助けを借りて、プログラム・トレーディングにより売買を行う場合、AIは信託の受託者になれるか、および、AIが人間と同等の知性をもつことになり、自らを人であると主張し、憲法上の人権を主張しだしたらどうするか）を示

68 村田・前掲注（65）14頁。

69 村田・前掲注（65）10頁。

70 村田・前掲注（65）12頁。

71 齊藤邦史「人工知能に対する法人格の付与」情報通信学会誌35巻3号（2017）19頁。

し、問題提起をした⁷²。そして、同教授は、人工知能は可能かという理論的疑問を「人工知能は受託者となりうるか?」といった法的疑問へと変換する一連の思考実験を通じて、これらの疑問について探求した⁷³。

72 青木・前掲注 (67) 57頁。

73 Solum, *supra* note 56, at 1231-1232.

同教授は、1章「Artificial Intelligence」では、AIは可能かという疑問のルーツは、人の心の性質についての現代的観念の最初にあり、心の計算理論 (Computational Theory of Mind) を提唱したのは、17世紀のThomas Hobbesであった。そして「機械は考えることができるか」を検討したのが同時期のRene Descartesであり、存在すると言ってよい全てのものに対して応える言葉をアレンジすることができる人工物はないというDescartesの断定は、AIについての議論の核心であり続けた。これ以降、幾つかの思考実験がなされた。これまでの40年間で我々のイメージネーションの境界は拡大したものの、AIは可能かという疑問についての結論は出ていないことなどを論じた。2章「法人格」では、法人格についての古典的議論として、初めてJohn Chapman Grayがその著書で法人はその主体が法的権利の主体たりうるかということに還元されると法人の性質を規定し、また、無生物も法的権利の主体であることを認めつつも、無生物の法人格という概念に批判的で、法人と呼ぶには知性 (intelligence) と意思 (will) が存在する必要があると論じた。3章「AIは受託者となりうるか」では、複雑な行動をする能力が存在するかという意味での知性に関してAIが受託者となりうるかを検討し、意思の存在の有無に関してはAIが権利章典 (Bill of Rights) および米国憲法の南北戦争修正条項 (Civil War Amendments to the United States Constitution) で保証されたより厳格な法的権利と法的人格を有しうるかを検討した。4章「AIに憲法上の法人の権利は付与されるか」では、現時点、ないし直近の将来、法的権利を真剣に取り上げる必要がある法人となるAIは存在しないが、この思考実験は、AIの可能性、および、法人格ないし地位の境界についての法的理論の議論に光を投じるかもしれないと論じた。5章「AIの再検討の方向性」では、仮説においても実践的な帰結に注目して受託者シナリオと憲法上の人格シナリオの2つの思考実験をした。法的議論としては、AIは受託者として機能するかという疑問であって、AIに内的精神生活があるかという疑問は有用ではなく、具体的な法的疑問に集中することで、AIの議論に実際の視点が与えられると論じた。6章「法人格の再検討」では、認知科学は、人格について、人間 (humans) と人 (persons) の同一性に疑問を呈するといった全く異なる絵を提示するかもしれないという方向性を示す一方、AIの法人格

ヨーロッパでも、「自動運転システムのようなAIに法人格を認め、損害賠償責任（不法行為責任）を課すべきだと主張されたことがある」⁷⁴。すなわち、欧州議会は、2017年1月に、*Resolution with Recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics*という決議を採択した⁷⁵。この決議に含まれる「民生用ロボティクス及び人工知能の発展に関する一般原則（General principles concerning the development of robotics and artificial intelligence for civil use）」の59条 f 項は、自律的ロボット（autonomous robot）が損害の補填責任を負う（for making good any damage）電子的人の地位（status of electric persons）を有することができ、自律的決定、および独立して第三者と相互作用（interact with third parties）を行った場合、長期的には（in the long run）、電子的人格（electronic personality）を適用可能にする特定の地位の創設を欧州委員会に求めた⁷⁶。

これは、EUの立法者に対し、ロボットおよびAIについての今後の取組を統制・規律する上での、責任（liability）、透明性（transparency）および説明責任（accountability）についての一般原則を進展させることを提言したと評価されている⁷⁷。

もっとも、決議の前年の2016年に提出された草案についての欧州議会調査部政策部門調査報告書（ロボティクスについての今後の民法準則を評

を検討することで、完全に満足のいく法的人格理論（theory of legal or moral personhood）が存在していないことを認めざるをえないと論じた。

AIに何らかの法人格を付与するべきかという疑問への答えは、我々の生活がこの疑問に緊急性を与えるまでは回答が与えられることはないものの、一旦、AIの法人格が議論の俎上に上ったとき、疑問に対してどのように応えるかについての射程を変更することになるかもしれないと同時に、限界領域についての難問に直面することになると論じた（Solum, *supra* note 56, at 1287）。

74 栗田・前掲注（48）217頁。

75 総務省情報通信政策研究書「欧米におけるAI・ロボティクスにかかる合意形成動向—欧州議会の報告と米国の非営利組織の開発原則から—」（2017）頁。さらに、LILIAN EDWARDS ET AL, *FUTURE LAW, EMERGING TECHNOLOGY, REGULATION AND ETHICS* (Lilian Edwards, Burkhard Schafer, Edina Harbinja eds. 2021) は、欧州議会のこの報告などに触発されて、技術変革への法的対応の理解と評論、向上についての人間の創造力の可能性の追求を論じた。

価・分析するため欧州議会法務委員会が調査・評価を委託したもの)⁷⁸は、「ロボティクスにおける民事法を検討する際には、autonomous robotが法人格を有するという発想を承認すべきでない」と断じている⁷⁹。また、この報告書は、法的擬制としての法人格を付与する法人の背後には法人を代表する人間がいるからであり、「草案は、ロボットそのものを法的行為者とする方向に傾斜しているが、意思を欠く機械が自律的に法律行為を行うことはできないとすべきである。しかも、ロボットに責任を課するのが目的だとすれば、(例えば) 強制保険スキーム (insurance scheme) や補償基金

76 European Parliament resolution of 16 February 2017 with recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2017-0051_EN.html (visited on Sept. 18, 2022)

59条の柱書と f 項の原文は、次の通りである。

Calls on the Commission, when carrying out an impact assessment of its future legislative instrument, to explore, analyse and consider the implications of all possible legal solutions, such as: …

f) creating a specific legal status for robots in the long run, so that at least the most sophisticated autonomous robots could be established as having the status of electronic persons responsible for making good any damage they may cause, and possibly applying electronic personality to cases where robots make autonomous decisions or otherwise interact with third parties independently; …

77 Andrew Kartz, *Intelligent Agents and Internet Commerce in Ancient Rome*, Society for Computers and Law (2008) <https://www.scl.org/articles/1095-intelligent-agents-and-internet-commerce-in-ancient-rome> (visited on June 27, 2022), at 305.

78 Directorate-General for Internal Policies, Policy Department, Citizens' Rights and Constitutional Affairs, Legal Affairs, European Civil Law Rules in Robotics Study) [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/571379/IPOL_STU\(2016\)_571379_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/571379/IPOL_STU(2016)_571379_EN.pdf) (visited on Sept. 25, 2022).

79 栗田・前掲注 (48) 219頁。調査報告書は、「ロボティクスにおける民事法を考える時、法人格を有する自律型ロボットは無視 (disregard) すべきである。この考えは、不適切 (inappropriate) であると同時に、有益でもない (unhelpful)」(14頁) とする。

（compensation fund）のほうがはるかに効率的である」と結論した⁸⁰。

これに対し、損害賠償を目的とする「電子人」の実質は財産法人にはかならないが、「従来の私法の枠組みは微動だにしないだろう。この意味では、「電子人」に革新的要素はない」と論じられている⁸¹。つまり、AIの規整は、新たな法的問題を生じさせる法人格の設定に向かうのではなく、現行法の法理の枠内での解決可能性が示唆されているのであろう。

第2款 法的権利主体性の非生物への拡張

アメリカでは、「法的帰結を伴う経済的行為を実行し、かつ、商業取引における法的信用性を有するための権能、および法的地位が必要であることを根拠に、社会は、コーポレーション（corporation）、会社（firm）、財団（foundation）などの人為的な事業主体に対して、法人格の創設を認めてきた」とされる⁸²。そして、「これらの事業主体に加えて、その他の非人的主体（other non-human entities）もまた、権利の主体（subject of rights）となることを認めてきた。すなわち、現代の社会においては、多くの議論があり、動物の人格を考慮することについて訴訟による紛争さえ生じている⁸³」ことが指摘されている⁸⁴。「これらの議論から、AI主体を承認するため法人格概念を拡張すべきかどうかの問題と思われる。より一般的には、AI主体

80 栗田・前掲注（48）220頁。

81 栗田・前掲注（48）222頁。なお、UNIDROI（私法統一国際協会）で進められているデジタル資産に関するDigital Assets and Private Law（デジタル資産と私法）のプロジェクトでは、AIについては当面取り上げられておらず、原則として、UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）で検討されるとする（「神田秀樹先生に聞く デジタル資産と私法に関するUNIDROITの原則案（上）」NBL1223号〔神田秀樹発言〕（2022）9頁。

82 Robert van den Hoven van Genderen, Legal Personhood in the Age of Artificially Intelligent Robot, in RESEARCH HANDBOOK ON THE LAW OF ARTIFICIAL INTELLIGENCE (Woodrow Barfield et al. eds., Edward Elgar, 2018), at 219.

83 *Id.*（近時、ニュージーランドのWhanganui川やインドのいくつかの川などの非生物に対して人格を付与する事例があり、人格の法的構成の射程が、必要な場合が拡張され得ることが示唆されている）。

84 *Id.*

(20) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

を法的権利義務の主体とすべきかの問題であり、その答えは文化的、経済的、政治的環境による」との見方が提示されている⁸⁵。そして、本質主義者 (essentialist)⁸⁶ の観点から法を考えると、社会への貢献を意図する人為的プラグマティックな対象として、人、動物、または非生物的对象にも、法的人格を考慮することができる⁸⁷と論じられている。つまり、理論上の問題というより必要性の判定の問題であるというのである。

もっとも、ドイツ法やフランス法での新たな規定を例として、動物の法的地位に関する伝統的な捉え方に再検討が迫られようとしている⁸⁸ことから、やや哲学的ではあるが、実定法上の問題の検討も単純ではないかもしれない。日本においても、AIに法人格を認めることについては現行法下では困難が伴う⁸⁹ものの、少なくとも思考実験として、理論的には考える余地がある。なぜなら、「法人観念は権利主体なきところに権利主体あらしめるための技術にほかならないのであるから、必要にしてかつ適当ないかなる場合にもそれを利用しても差支えないわけであって、その利用を社団・財団等に法人格づける場合にのみ限定せねばならぬ理由は少しもない」⁹⁰とされるからである。理念上の問題は別としても、「必要にしてかつ適当な場合とは何か」が問題の核心となる。すなわちそれは、社会的合目的性ないし公益性が認められるとき、その具体的・客観的内容の問題であり、それを誰が判定するかの問題である。具体性・客観性を欠いたまま、法によって社会的役割・機能が認められる限りAIに法人格を否定する必要は必ずしもないというだけでは、抽象論にすぎない。AIの法的人格の承認の意味は、

85 *Id.*

86 本質主義 (essentialism) は、法という言葉で指示されている事物に共通の本質的属性を明らかにする事物定義 (real definition) を法の概念とみる (田中成明『法理学講義』(有斐閣、2004) 31頁)。

87 van den Hoven, *supra* note 82, at 219.

88 竹村壮太郎「民法における動物と物概念に関する予備的考察—近時のフランス法の動向と日本法の課題 (1)」商学討究69巻1号 (2018) 154頁。

89 木村・前掲注 (60) 157頁。岡本・前掲注 (65) 4頁は、「AI固有の利益」を想定しうる状況にないことから、AIへの法人格付与は時期尚早と論じる。

90 末広巖太郎『末広著作集Ⅱ・民法雑記帳上巻 第2版』(日本評論社、1980) 107頁〔初出『末広著作集Ⅱ・民法雑記帳上巻』(日本評論新社、1953) 114頁〕。

その主体に諸権利とそれに付随する諸義務を認める決定であって、法人格の付与は、概念的（conceptual）ではなく実際の（pragmatic）な事柄である。

法が主体の地位の変更をなすのは、社会における役割や機能を考慮するからである。法人格の取得の法的効果には、①法人の名による権利義務主体となれること、②民事訴訟の当事者能力が認められること、③法人財産へ民事執行をする場合には法人を名宛人とする必要があること、④構成員個人の債権者は法人の財産には追及できないこと、⑤構成員個人の法人の債権者に対する責任は有限責任となることなどが挙げられる⁹¹。これらの法的効果は法制度や法人の種類によって異なるものであり、「法人であることの意味が何であるかを正確に整理することは困難である」⁹²から、AIについても、その法人格の具体的場面での法的行為の効果を議論すべきであろう。つまり、AIに法人格を付与すべきかどうかは、権利義務の主体性や民事訴訟の当事者適格性の有無、民事執行の名宛人になるかなどの実際上の問題を巡って議論されることになる。また、これらの具体的問題に関する限り、問題の背後にあるAIの「財産」や「責任」といった法理念上の意義も検討課題となってこざるを得ない⁹³。

第2章 自律型システムの会社構造の援用

第1節 自律型システム（autonomous system）

わざわざ法律の改正をしなくても、現在の法律下で、AIに法人格と同等の地位を与える方法があるとの主張がある⁹⁴。すなわち、人間や会社が資金を出して会社を設立し、その会社がAIを購入、保有し、そのAIを使って、会社がサービスなどを提供することで、収入を得ることができる。利益ができれば株主・出資者に配当することもできる。この方法では、AIが事故を起こして多額の損害賠償を請求されたとしても、出資者有限責任の原則に

91 神田秀樹『会社法 [第22版]』（弘文堂、2020）4頁注1）。

92 神田・前掲注（91）4頁注1）。

93 AIに、言論の自由や奴隷的苦役に反対する権利などの憲法上の人格性への諸権利（Rights of Constitutional Personhood）を付与することの可能性については、Solum, *supra* note 56 at 1255-1283。

94 福岡・前掲注（37）〔法律〕169頁。

(22) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

より、出資者が負う責任は、基本的に出資額の範囲に限定され、出資者の損害賠償リスクは遮断されることが可能になる。こうして、自律型のAIによって会社が運営されている状態を、この主張は、実質的に「AIに法人格を与えた状態」と同等であると評価していると思われる。つまり、賠償責任の遮断という法的効果をもたらす前提として、自律型システムが形成されているかどうかを「法人格」付与の法的本質と考えているのであろう。

そこで、「人」の関与がないAIを自律型システムと評価する見方が重要な視座を与えてくれることに着目する。自律型システムの具体例として、機能的かつ適用可能な法的被い (housing) と与えることが可能な会社形態 (company structure) が存在することがあげられている⁹⁵。つまり、多様な会社形態が法制度上、自律型システムのみカニズムとして機能することが可能であり、また、そのことによって、自律型システムは、(新たな) 法的性質を獲得する契機を得ているというのである。具体的には、アメリカの有限責任会社 (LLC)、ドイツの有限株式会社 (GmbH)、スイスの基金 (foundation)、およびイギリスの有限責任組合 (Limited Liability Partnership: LLP) には、無人主体 (memberless entity) の形態による自律型システムを許容する余地ある⁹⁶。

さらに、アメリカの多くの法域のLLC法で許されている、AIに法人格ないしそれにもっとも近いものを付与し、メンバーのいない (zero-member) LLCを創設する法テクニックが提示される。すなわち、(1) 一人のメンバーが管理するLLCを作り、(2) そのメンバーがLLCとの間で運営契約を締結し、(3) 運営契約においてLLCが自律システムの決定に従い行動することを特定し、(4) メンバーはLLCの自律システムに関する装置の所有権をLLCに移管し、(5) その唯一のメンバーである個人がLLCを退社することによって、LLCは無人主体となる⁹⁷ といったテクニックである。

また、イギリスのLLPは2名以上の社員によって設立されるが、この社

95 Shawn Bayern et. al “*Company Law and Autonomous Systems: A Blueprint for Lawyers, Entrepreneurs, and Regulators*”, 9 Hastings Sci. & Tech. L. J. 135 (2017), at 136.

96 *Id.*, at 136-160.

97 Bayern, *supra* note 20, at 152.

員（associated persons）は自然人である必要はない。「人」に加え、会社、LLP、その他の会社法人（corporate entity）が含まれる⁹⁸。さらに、「アルゴリズム⁹⁹ 契約相当原則」（algorithm-agreement equivalence principle）に基づく自律型システムの行為をLLPの行為とする契約上の取り決めが許されている¹⁰⁰。LLP以外に、2006年イギリス会社法に基づき法人化された会社、および2000年有限責任パートナーシップ法に基づき法人化された有限責任パートナーシップも、こうした「人」ではない自律型システムの能力に関して法人性を擬した事業主体の形態として論じられている¹⁰¹。

第2節 3つのアプローチ

AIの行為に、契約関係を前提とせず、相互、ないし第三者との取引の可能性を付与するためには、取引関係者間の権利義務を規整する何らかの法的枠組みの存在が必要となる¹⁰²。このAIの規整には、3つのアプローチが考えられると論じられている¹⁰³。

第1款 法人アプローチ

第1に、自律した知的エージェント（Autonomous Intelligent Agent, 「AI エージェント」¹⁰⁴）に、完全な権利、義務、および他人の侵害からの保護を有する、独自（sui generis）の法人格の獲得を認める法人アプローチがある。伝統的な私法では、あくまでも人と人との関係を当然の前提としており、

98 JOHN WHITTAKER = JOHN MACHELL, LIMITED LIABILITY PARTNERSHIPS THE NEW LAW (2001, Jordan Publishing), at 9.

99 アルゴリズム（algorithms）とは、「有限数のステップで問題を解決する手続き」あるいは「特定された計算に基づいて、インプットデータを確定したアウトプットに変換するコード化された手続き」でとされる（Bartfield, *supra* note 19, at 4）。

100 Bayern et al, *supra* note 95, at 150, Bayern *supra* note 20, at 146.

101 Bayern *supra* note 20, at 149.

102 Andrew Kartz=Michaeka MacDonald, Autonomous Intelligent Agents and the Roman Law of Slavery, in FUTURE LAW, EMERGING TECHNOLOGY, REGULATION AND ETHICS (Lilian Edwards, Burkhard Schafer, Edina Harbinja eds. 2021), at 302.

103 *Id.*, at 305.

(24) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

自然人以外に権利能力をもつことになるのは、法人でなければならない。法人 (corporation) は、法的人格 (juristic person) の通常形式であり、コモンロー上の唯一の形式である¹⁰⁵。その要件は、第1に、一定の利益の追求を目的に結合された「人」の団体 (organized body of men) であること、第2に、団体の行為をする機関 (organ) が存在することである。この組織された団体の利益は、国 (State) による保護なしには、実効的に追求されることができない。この保護を付与するために、法的権利が創設されなければならない、行為をする組織が国によって認識されなければならない。国によって付与された権能は、団体の行為によって実現される意思が属するその個人の権利ではない。なぜなら、こうした保護の対象となるのは個人の利益ではなく、教義的擬制 (dogmatic fiction) によって、個人の意思は法人に帰し、法人こそが権利を有するからである¹⁰⁶。

「人 (person) はhuman beingを意味するのが通常用法だが、法技術的には、personとは権利・義務の主体を意味し」、personはpropertyの所有権を有し、personには訴え・訴えられる権能が付随するから、「ある主体 (entity) を法人として考えるべきかどうかという問題は、その主体を一定の諸権利・諸義務に服せしめるかどうかという問題に帰着する」¹⁰⁷。多様な法制度においては、異なる種類の「人 (person)」が認識されてきた。権利主体となりうるものとして、(1) 通常 (normal) の人的存在 (human being)、(2) abnormalな人的存在、(3) 神、天使、悪魔、聖人などの超自然的存在 (supernatural being)、(4) 動物、(5) 船舶などの無生物 (inanimate objects)、および (6) corporationなどの法人格 (juristic person) があると論じられる¹⁰⁸。すなわち、法人は、6種類の権利主体のうちの1つである。

104 日本の民法では、制限行為能力者を保護するために制限行為能力者は代理人になれないとあえて規定する必要はない。代理人が意思能力を有しないときは、そもそも法律行為をするができないとされるからである (我妻ほか・前掲注 (61) 229頁)。民法上の代理人ではないことを明らかにするため、本稿では、Artificial Intelligence agentをAI代理人と訳さず「AIエージェント」とした。

105 John Chipman Gray, *THE NATURE OF SOURCES OF THE LAW* (2nd ed. Quid Pro Books 2015) (2012), at 27.

106 Gray, *supra* note 105, at 28.

107 Solum, *supra* note 56, at 1238-1239.

corporationや船舶などは、現実の意思（real will）を有さないから、現実の意思の有無は、権利主体と認めるかどうかの要件では必ずしもない。

現在の法制度上、「法人」という概念がある以上、AIの法人格を認めること自体が全く不可能というわけではない。人間ではない無生物（inanimate things）にも法的権利の保有を認めることは古くより存在した^{109 110}。会社や船舶などの法人化（corporation）といった法技術はその代表例であり、もっとも知られている自然人ではない法人の例に事業会社（business corporations）および政府機関（government entities）がある¹¹¹。これによって、従来の個人間取引では可能でなかった、大量取引の効率化が実現された（その反面、その法人化されたもののコントロールにおける様々な問題ももたらしている）。

日本では、「たしかに、会社や船舶など、人ではない対象物に法人格を与えて法的な問題を解決する方法はこれまでも存在してきた。しかし、対象物は意思決定を自ら行わない静的な存在である…前提があるからこそ、背後にいる人は法的責任を負うことができ」た。従って、人の関与がないか、あっても間接的であって、自律的に判断をする「AIに法人格を与えることとは、そもそも人が責任を負担できる前提を欠く」との指摘がある¹¹²。また、わが国の現行法上の解釈としても無理がある。日本の民法33条1項は、法人が法律の規定によって成立することを明定し、法人格付与の判断の基準は、必ず法律によって定めるべきことを明らかにしている¹¹³。現行法が法人格を認めているのは「自然人」と「法人」の二つであり¹¹⁴、民法では、自然人や法人といった「法人格を有する人」こそが、権利主体であり、自然人以外に権利能力を持つ法人はあくまで法律の規定によらなければ成立しないと厳格に制限されている。つまり、自然人・法人（社団・財団）が

108 Gray, *supra* note 105, at 15.

109 Solum, *supra* note 56, at 1239. 無生物で法的権利が認められたものは、ローマ時代の寺院、中世の教会の建物、海事裁判における船など少なくない。

110 Gray, *supra* note 105, at 25.

111 Solum, *supra* note 56, at 1239.

112 木村・前掲注（60）157頁。

113 我妻ほか・前掲注（61）131頁。

114 栗田・前掲注（48）208頁。

(26) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

権利義務の主体であるのに対し、それ以外の「物」は、主体である「人」の物権行使の客体だと整理される¹¹⁵。AIを、社団ないし財団として、法人とみる規定はないので、AIを法人とするのは、「少なくともわが国の現行法の解釈として無理がある」¹¹⁶。従って、「現在の法制度を前提として考えれば、AIの「行為」についてAI自身に責任を問うことはできず、AIに関係する複雑な関係者のうち誰がどのような要件の下で責任を負うのかを考えざるを得ない」¹¹⁷。法的責任を負う「人」の存在を欠くAIに、「従来の法人格付与の考え方をそのまま当てはめることには慎重でなければならない」¹¹⁸。

第2款 エージェント・アプローチ

第2に、商業的、かつ法的意味において、厳格なエージェント (strict agent) と認めるエージェント・アプローチがある¹¹⁹。「AIエージェント」の行為の法的責任は本人に帰属し、また、「AIエージェント」の権限は、本人の権限に限定されるアプローチである。

第3款 道具アプローチ

第3に、もっとも伝統的な見方であるが、「AIエージェント」でも法人でもなく、単なる道具 (simple tool) と考え、法律の伝統的枠組みに影響を与えないとする道具アプローチがある。「AIエージェント」は、制度上のほかの主体が有する責任の出所を示しているに過ぎないとするのである。

115 大屋雄裕「人格と責任—ヒトならざる人の問うもの」福田雅樹ほか編『AIが
つなげる社会—AIとネットワーク時代の法・政策』(弘文堂、2019) 346頁。

116 法人格には高度の道德性が求められるが、AIにはこの道德性があるかが問題
となる(我妻ほか・前掲注(61) 102頁)。

117 福岡・前掲注(37)〔法律〕187頁。

118 木村・前掲注(60) 157頁。

119 agency (関係) は、契約(明示・黙示、口頭・書面)、追認、禁反言、必要
性などから成立し、結局、観察可能な行動および言説の結果からその関係を形
成するのに必要な意図がprincipalまたはagentにあると認められる場合に形成さ
れる。そうすると、「人」ではないAIは、法人格を認められない限り、かかる関
係の形成に参加できるかが疑問となると思われる(Kartz=MacDonald, *supra*
note 102, at 19)。

第3節 第4のアプローチ

第1款 法的地位の付与を伴わないアプローチ

AIに法的地位を与えることには根強い反対がある¹²⁰。すなわち、「人ではないエージェント」(nonhuman agent)に、実効的な法的地位 (effective legal status) ないし法的人格 (legal apesonhood) を認めることは、基本的な法の変更がなければ不可能だと伝統的に考えられてきた¹²¹。そこで、ローマ法のPeculium (特有財産) 概念に依拠した第4のアプローチないし、上記第2のアプローチの変形が論じられた¹²²。すなわち、デジタル特有財産制度 (degital peculium) という新しい法概念によって、古代ローマにおける奴隷の主人の責任とロボットの所有者の責任とを対比し、法的地位の付与を伴わない説明の存在が指摘された¹²³。

第2款 ローマ法のPeculium (特有財産制度)

法的人格 (legal person) の概念は、propertyの概念と密接に関係し、propertyを所有することができる能力は、これまで法的人格の構成要素の一つであった。アメリカでの会社の人格についての最高裁の一貫した判断は、propertyの権利の領域に関してであった。propertyを所有するということは、会社への法人格付与 (charter) に密接に牽連していた。つまり、propertyを所有する能力が、会社が法的主体となる基礎の一つであった¹²⁴。

120 出雲孝「デジタル特有財産に関する一考察：ローマの奴隷制とロボットの比較から」情報学研究28巻（2018）1頁。

https://asahi-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10878&item_no=1&page_id=24&block_id=37 (visited on June 20, 2022).

もっとも、Shawn Bayern, *The Implications of Modern Business-entity Law for the Regulation of Autonomous systems*, 19 STAN. TECH. L. REV. 93 (2015), at 93 は、現行法の下でも、自律型システムが、法的人格の私法上の多くの権利と少なくとも匹敵することになる可能性を論じる。

121 Bayern, *supra* note 120, at 94.

122 Kartz=MacDonald, *supra* note 102, at 306.

123 出雲・前掲注（120）注14後段。

124 CHOPRA=WHITE, *supra* note 59, at 169.

(28) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

さらに、歴史的には、「人 (human)」の場合において、法的人格とpropertyの分類とが、一般的に、法制度および時を超えて相互に互換的であった (propertyとしての奴隷の取り扱い、人格喪失の典型的描写である)¹²⁵。

ロボットの地位を古代ローマの奴隷の地位と比較する第一の理由は、奴隷が、「物 (things)」とされながらも、公易や商業において重要な役割を果たしていたのであり、奴隷は、拘束力のない契約を締結する法的能力を有し、その主人 (master) を代表し、公僕ないし主人の家業のために重要な職務に任じ、財産を蓄え、管理し、利用する、法的能力を有していたことである¹²⁶。すなわち、ローマ法では、市民ではない奴隷は、法上意味のある存在ではなく、Quod attinet ad jus civile, servi pro nullis habentur (市民法上、奴隷は無と考えられる) 物 (res) であった¹²⁷。ただし、「私法は、奴隷が他権者 (persona alieni iuris) として、その主人の権限に服する人間であることを見逃していない」¹²⁸。

ローマ法のpeculiumとは、奴隷や家子に付与される権利の集合物としての特有財産の制度であった¹²⁹。ユスティニアヌス法典の学説彙纂 (Digest

125 *Id.*, at 170.

126 Ugo Pagallo, *Killers, Fridges, and Slaves; A Legal Journey in Robotics*, AI & Society, published online (2011) “4.1 Robot and contractual obligations”.

https://www.researchgate.net/publication/220415058_Killers_fridges_and_slaves_A_legal_journey_in_robotics (visited on Dec 1, 2022).

127 「紀元前後の時期にいたって悪化した奴隷の地位や待遇も次第に改善され、法上の取扱いも若干は認められるようになった」柴田光蔵「ローマ法の基礎知識」(有斐閣、1974) 113頁。また、ローマ時代では、奴隷には法的権利がほとんど認められていなかったが、実際の法の適用は厳密ではなく、特に都市部では現実的な対応がとられ、奴隷が、法律上はあくまでも主人の所有物のまま、自分の金銭や物、すなわち『個人資産』をもつことが一般的に許されていたようだ (マルクス・シドニウス・ファルクス、橘明美訳『奴隷のしつけ方』(太田出版、2015) 22頁の、ケンブリッジ大の古典学研究者であるジェリー・トナーによる解説参照)。

128 出雲・前掲注 (120) 13頁の注14。「私法も、他権者〔筆者注：他権者とは他人の権力に服している者〕として主人の (ここでは所有権と理解される) 権力 potestasのもとに服している奴隷が一人の人間であることを認めないわけではない」(柴田光蔵『ローマ私法概説』(創文社、1979) 134頁) 参照。

of Justinian)において、特有財産は、「家長が、奴隷ないし家子に付与したに金銭またはpropertyの合計」と規定された¹³⁰¹³¹。peculiumは、奴隷に特有の制度ではなく、父子関係にも現れる。権力への服従者である奴隷は、特有財産の枠内である場合、所有権者のためにその占有（および所有権）を獲得するが、この権力服従者（奴隷）の取得によって、所有権者が直接に占有（および所有権）を獲得した¹³²。すなわち、peculiumは、目的によっては、家長（所有権者）から独立していると考えられ、奴隷が事業を運営することも許された。所有権者の多くは農場のオーナーであり、その運営の多くをマネジャーに任せざるをえないが、このマネジャーとして、「解放奴隷や奴隷が主人のために領域上の物、土地や家畜を売買したならばpeculiumが現れ」た¹³³。他方、propertyは、技術的には、依然家長に帰属するpropertyのままであった¹³⁴。特有財産制は、奴隷による事業と商業活動によって家長の請求権が毀損されないことと、奴隷の相手方にとっての取引の安全性との間の均衡を図ることが目的であった¹³⁵。なぜなら、原則として、奴隷との取引は相手方が重大なリスクを引き受けたことを意味し、奴隷には法的人格がないため何らかの仕組みがなければ、奴隷に対して契約履行を強制することができないからである¹³⁶。そこで、契約の相手方が奴隷に対してではなく、特有財産に判決を執行するルールが生れた。このルールが家長の責任を特有財産の価値に限定したことで、奴隷をエージェントとして利用することを可能にし、特有財産が担保を提供したので人々の奴隷との取引が促進された¹³⁷。ローマでは、今日のオンライン取引よりも、取

129 ゲオルク・クリンゲンベルク、瀧澤栄治『ローマ物権法講義』（大学教育出版、2007）5頁。木庭顕『新版 ローマ法案内』（勁草書房、2017）192頁も参照。

130 Pagallo, *supra* note 126, “4.1 Robot and contractual obligations”.

131 木庭・前掲注（129）193頁は、peculiumは、bona fidesの関係を支え続け、「委任よりは一步手前の、あるいは一步後退した制度である」と説明する。

132 この制度は、代理の観念に基づくものではなく、権力者の機関（「手の延長」）と考えられた（クリンゲンベルク・前掲注（129）24頁）。

133 木庭・前掲注（129）193頁。

134 Pagallo, *supra* note 126, at 5.

135 *Id.* at 6.

136 Kartz=MacDonald, *supra* note 102, at 307.

引の相手方をよく知っていた。なぜなら、個人の属性（奴隷か自由市民か、ローマ人か外国人か、家族か個人か）は、公知（public knowledge）だったからである¹³⁸。

peculium概念こそ、ロボットの利用を妨げる立法の機先を制する健全な道を示すものとして魅力的と考えられた¹³⁹。その結果、この古いメカニズム（peculium）の「インテリジェント・エージェント」の取引への適用可能性が提言された¹⁴⁰。すなわち、現代のインターネット取引では、金融商品や物品、サービスの売買がプログラムされた「インテリジェント・エージェント」の利用が増え、その高度化が進んでいる。この「インテリジェント・エージェント」は、それ自体が権利・義務を有することのない「things（もの）」であり、訴え、訴えられる権能がない。そこで、ローマ時代の奴隷制度が「インテリジェント・エージェント」に基づくインターネット取引に有用なモデルとして役立つかもしれないとして、Peculium制度が論じられた。ロボットに法的人格を認めるか否かもはともかくとして、古代ローマの法律家の特徴的プラグマティズムは、所有者にとっての有限責任の態様とロボットの取引相手にとってのビジネス上の保証をどのように達成するかを示したのである¹⁴¹。

もっとも、特有財産は、家長から、その家子や奴隷に、特別に、恩恵として与えられた財産であり、理論上、家長がその財産の所有者であった（習俗上は、いったん与えたものを理由もなく取りあげることは、許されなかったであろう）¹⁴²。特有財産制は、本来「家長の家権力が支配する狭い領

137 *Id.*

138 *Id.* at 308. なお、今日のインターネット界限では「誰もあなたが犬であると知らない」という有名なフレーズが知られている。

139 Pagallo, *supra* note 126, at 5.

140 Kartz, *supra* note 77.

141 Pagallo, *supra* note 126, at 6.

142 柴田光蔵「ROMAHOPEDIA（ローマ法便覧）第五部」（2017）31頁

https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/230845/1/ROMAHOPEDIA_V.pdf (visited on June 20, 2022)。柴田教授は、広い意味における、「ビジネス（売買や金銭の貸し借りなど）」が発生する環境下で生まれてきたと説かれる（同書31頁）。

域内部での制度」における例外的な枠組みであった。法技術によって、この枠組みの適用範囲を拡大し、ローマ人は、奴隷が経済活動へ貢献している実態をとらえ、経済活動の新たな原資として利用していった（「原則には手を触れず、例外をかぎりなく膨らませた」ということができる¹⁴³。絶えず多くの外国人がローマの市民社会に流入し、それを取り込んでいったことがローマの繁栄を築いたのであり、ローマの奴隷制は、奴隷であることを一時的な状態と考え、条件が整えば市民になれるといった、社会的流動性のある暫定的制度であったと考えることができる¹⁴⁴。

特有財産制の適用に暫定性があり解放手続もあったローマの奴隷とAIとでは、制度上の地位の状況に重要な違いがある。従って、比喩はともかく援用が可能となる範囲は限定的であろう。AIの法人格を認める議論の手がかりとなるとしても、ローマ法の特有財産制を直截的な比較対象とすることは慎重でなければならない。

第3章 「人」の関与がAIの利用・活用の前提となるか

第1節 証券誤発注事件（東京地判平21・12・4）の意味

AI法人格の議論において、独立して行為をする、ハードウェア、ソフトウェア、およびアルゴリズムを組み合わせた技術的・電子的装置を、権利・義務の保有者として容認できるかという疑問には避けて通れないハードルがある。すなわち、行為主体（AI）の背後には、義務と法的責任を究極的に引き受けるものとして、自然人の個人が存在しているのかという疑問である。現行法では、「人」は法的人格を備えた法的主体であるが、人為的な法的主体は、自然人と同じ権利を有すことは決してないとされるからである¹⁴⁵。

証券誤発注事件において、人間の判断行為が背後に常に付随するコンピューターシステムの不具合について裁判所の判断は、この問題に関して手がかりを与えらると思われる。すなわち、裁判所がAIの行為と人間の判断

143 柴田・前掲注（142）33頁参照。

144 シドニウス・前掲注（127）22頁のジェリー・トナーの解説参照。

145 van den Hoven, *supra* note 82, at 222.

行為の関係をどのように評価していこうかということである。よく知られているように、証券誤発注事件では、人為的な入力ミスで誤った売り注文がなされ、証券取引所のプログラムにバグがあり、誤発注の取消が失敗したことで売買取引が成立したところ、買い注文で元の売り注文を解消した証券会社に多額の損害が生じ、証券会社は証券取引所に対して損害賠償を請求した。

この事件で裁判所は、「コンピューター・システムの運用」と異常時に売買停止という「人間の判断」とを総合した全体が「市場システム」であり、その「システム」が全体として、損害の発生を防ぐように構築されていなければならないという考え方を採用したと評されている¹⁴⁶。この事件は、社会システムにおいて、コンピューターは、単独で機能するのではなく人間の判断が不可欠であることを前提としているように思える。しかし、人の判断が介入されることで安全性が確保されると考えるのは一種の擬制でしかない。なぜなら、人の判断が常に正しいとは限らないからである。また、そもそも人が判断できない問題（例えば、不可避の事故の場合のいわゆるトロッコ問題¹⁴⁷ やその派生として自動運転車両の場合におけるブリッジ問題¹⁴⁸）も存在する。それは、人の生命の軽重が問われるといった極めて難解な（おそらく、正解のない）選択・判断であり、「人」の倫理上の判断の是非がAIの功利的・合理的判断の是非へと変容することで、問題はより複雑になる。

そうすると、AIが人間に代わり「判断」をする場合、その社会システムをどのように評価し、法的に構成するかが問題になる。人間の判断が不在の場合は、本判決の射程が及ばず、異なる結論となる可能性がある。

146 小塚莊一郎「AIの時代と法」（岩波書店、2019）46頁。

147 平野晋「『ロボット法』と自動運転の「派生型トロッコ問題」—主要論点の整理と、AIネットワークシステム「研究開発8原則」」NBL1083号（21016）31頁参照。もともとトロッコ問題は、「極限的な状況を設定して、そこではどのような選択が採られるべきか、そしてそれはどのような理由によるのか、といった点を議論することに意義がある。…法は、特定の事項さえ守っておけば、どのような状況になっても責任は発生しない、といったシンプルな基準になることはない」（小塚・前掲注（146）17頁）。

148 福岡・前掲注（37）〔法律〕465頁。

第2節 AI社会原則と社会による承認

高度なAIシステムがネットワークにより相互接続されて社会的に有益な機能を発揮することが期待されている。そのためには、「社会の中でAIをどのように位置づけ、受け入れていくかという問題に関するAI社会原則¹⁴⁹」が求められている。ここでより重要なことは、原則という形式をとっていることが、「AIが普及した社会では、かえって、技術的な仕組みによって人間ができることとできないことが決まっていく」¹⁵⁰ということである。小塚教授が指摘されるように、技術的な規格（コード）が法律上の権利とは無関係にルールを作ってしまうとの問題提起がある¹⁵¹。この主張は、コードと法との間には、多くの重要な違いがあることを認めている¹⁵²。しかし、コードによってつくられたルールが法に代わり、行為の法的評価を代位するとまでは言っていないように思われ、少なくとも、当然にそれらが社会的に承認されるということなのかどうかは明らかではない。

その一方、AIによる判断には、人種や性別といった特定の属性を持つ人にたいして不利益なバイアスが、AIが学習するデータの質によって生じるおそれがある¹⁵³といった問題もある。このおそれをどこまで受容すべきかについての、社会的な承認が必要である。

自律型システムないしロボットは、たとえ独立した知性を持ち、社会で機能するときに感情を備えていようとも、自然人や法人の実定法上の権利・義務と同様な法的地位をもつ必要はないかもしれない。しかし、自律して機能するインテリジェント・システムに、その使命を果たすために限り、その結果を帰属させる何らかの法的取り扱いを認める必要があるかもしれない。しかし、これは、AIシステムがもたらす社会的・法的必要性が存在するといった基本的要請に基づくものである必要がある¹⁵⁴。

149 小塚・前掲注（146）115頁。

150 小塚・前掲注（146）129頁。

151 LAWRENCE LESSIG, *CODE Version 2.0* (Basic Books, 2006), at 5.

152 *Id.*

153 小塚・前掲注（149）152頁。

154 van den Hoven, *supra* note 82, at 247.

むすびにかえて

AIの利用が企業経営における深刻な課題となる可能性は少なくない。しかし、これまでのところ、AIの影響については、法学においても検討が深められているが、工学・理学系の検討が先行している感がある。

会社法の領域においても、AIの影響を否定できない。法学における検討は、AIが「人」と同じかどうか(人間類似ロジック、擬人化)ではなく、「権利・義務・責任の帰属点として法的な処理をすることがプラクティカルか否か(実益があるか)を問題としている」¹⁵⁵。法人格を便宜性の法技術であることを想起する場合、法人格という技術を適用して守るべき利益が問われるのであるから¹⁵⁶、「AIに法人格を認める実益」の有無と内容が問題となる。つまり、AIに対して法人格が認めるか否かは、どのような法律効果が期待されなければならないかの評価が起点となると思われる。理念的には、AIの利活用では、AIの機能や役割がどのような社会的承認を得ることができるかが根本的な土台となるであろう。なぜならば、人とは異なるもの(AI)が権利・義務の主体となるか否かは、社会の価値観を反映しているからである。その価値観は、単一とは限らない。「どの社会も複数価値観が対立し、そのバランスの上に成り立って」おり、「しかも、長い歴史の中で価値観も時間的な変化をし」ていると考えられるからである¹⁵⁷。つまり、法律はあくまでも人のための規範であり¹⁵⁸、人を名宛人とした規範である以上、その法によって法人格が認められるかどうかは、究極的にはそれが「人間および人間社会にとって」便宜であるかどうかによる¹⁵⁹のであろう。AI

155 能見・前掲注(15)67頁。

156 青木人志『動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較—』(有斐閣、2002)258頁は、このような法技術を適用して動物に法(権利)主体性を認めても人間と動物との間の不可欠な境界線が取り払われる危険はないと論じ、従来の議論がこの便宜性を動物と人間を同視することとの混同しいたからであると論じる。

157 能見・前掲注(14)31頁参照。

158 竹村壮太郎「民法における動物と物概念に関する予備的考察—近時のフランス法の動向と日本法の課題(2・完)」商学討究69巻2・3号(2018)308頁。

159 青木・前掲注(156)279頁。

が日常生活に取り入れられることによって、生活や社会の利便の向上が図れるのであれば、それを促進するために法を制定することは一応合理的であろう¹⁶⁰。

同時に、AIの法的性質についての検討は、AIによって形成される自律型システムに射程を広げて検討することが有用である。そこでは、ローマ法や欧州での議論が参考になる。

AIの法人格の解釈論的議論をするには、根拠となる法ないし条文が明らかでないことが決定的な制約となる。立法論的議論は、法のレベルないし条文の構成についての議論にいたっていない。だからこそ、「新しいAI法人格のようなものを認めるかという議論は進まず、既存の制度を微調整しながら社会的に受け入れられる結論を導くという対応になっている」のである¹⁶¹。

また、「人」の存在は、必ずしも公益性を保障しない。たとえば、会社（entity）の取締役会におけるhumanの存在は、会社の行動が何らかの方法で公益に適っていることを保障しないと指摘¹⁶²されるように、「人」とは自然人の個人が想定されている。

いずれにしても、AIの自律的判断が社会的に受容されるようになると、現在の法制度・社会制度は確実に転換を余儀なくされる。「人」が関与しない、すなわち人的契機のないAIの自律的行動が社会に与える影響の功罪、ないし法的効果の帰結を含め、AIについては、慎重に検討する必要がある^{163 164}。つまり、AIに対する法人格の付与という法的技術で、誰の利益をどのように守るかを検討しなければならない。「人間の常識が通じないにもかかわらず、人間の常識を超える存在にまで進化し、人間の能力を超えるAIが日常的に用いられるようになったとき、人間のような新たな「人」にどのように向き合うべきなのだろうか¹⁶⁵。AIが自己学習によって、物事の是非や是非を

160 弥永真生「AIがある日常生活と法」弥永真生＝山田剛志編著『AI・DXが変える現代社会と法』（商事法務、2021）56頁。

161 宍戸ほか・前掲注（33）〔小塚莊一郎発言〕341頁。

162 Bayern, *supra* note 20, at 153.

163 能美・前掲注（14）70頁。

164 福岡・前掲注（41）〔戦略〕68頁参考。

165 新保・前掲注（24）3頁。

(36) AI (人工知能) の私法上の法的性質についての一考察

判断し、自らが従うべき規範を作り出すような段階になったときにAIに「故意責任」を問うことになるのだろうか?¹⁶⁶

166 米村・前掲注(23)458頁は、そのような段階でない当分の間は、故意責任を問えないとならざるを得ないとする。